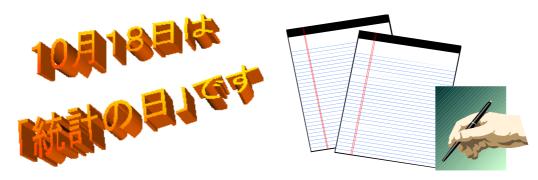
の統計の目



統計の日」とは、明治3年10月18日(太陽暦換算)に 当時の民部省(現在の総務省)より、我が国最初の近代的 生産統計といわれる 府県物産表」の作成が、太政官布告 によって府県に命じられたことから、その日を 統計の日」と 定めたものです。

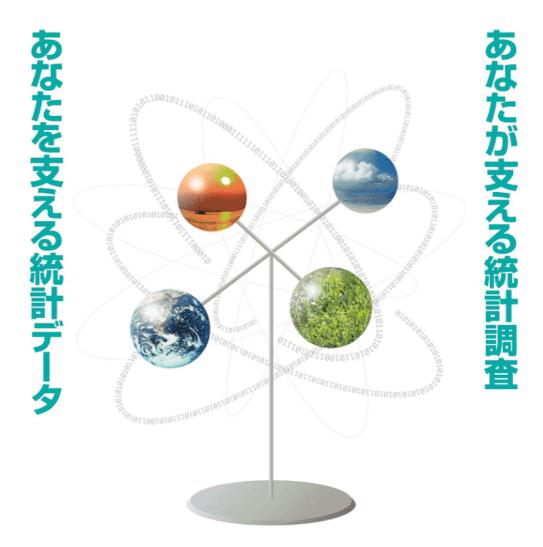
国民の皆様に、統計の重要性に対する関心と理解を深めていただくため、昭和 48年 7月 3日の閣議了解によって定められたもので、今年、制定 30周年を迎えました。



しかしながら近年、プライバシーの意識の高まりやオートロックマンションの普及により、調査への協力が得られにくくなっています。

これからも、各種の統計調査の実施に あたっては、一層のご理解・ご協力を賜り ますようお願いします。

> 府県物産表」・・・各府県ごとの農林水産物や鉱工業生産物の 生産高に関する統計



統計の日

10月18日

統計調査にご協力ください。

総務省·各府省